

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「一」(古代) 次のA・B二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

A 次の天平宝字八年七月の出来事に関する史料を読んで、それぞれの設問に答えよ。

甲寅、新羅使大奈麻金才伯等九十一人到着大宰博多。遣右少弁從五位下紀朝臣牛養、授刀、大尉外從五位下粟田朝臣道麻呂等。問其由緒。金才伯等言曰。唐國勅使韓朝彩自渤海來云。送日本國僧戒融。令達本郷已畢。若平安歸郷者。當有報信。而至于今日。寂無來音。且差此使其消息。欲奏天子。仍責執事牒。參大宰府。其朝彩者。上道在於新羅西津。本國謝恩使蘇判。金容爲取大宰報牒。寄附朝彩。在京未發。問曰。比來彼國投化百姓言。本國發兵警備。是疑日本國之來問罪也。其事虛實如何。對曰。唐國擾亂。海賊定繁。是以徵發甲兵。防守緣邊。乃是國家之設。事既不虛。及其歸日。大宰府報牒新羅。執事曰。檢案內被乾政官符。得大宰府解僧。得新羅國牒。稱依韓內常侍請。欲知僧戒融。達不府具狀。申上者。以去年十月。從高麗國還歸。聖朝府宜承知。即令報知。

(1) 全文を読み下せ。

(2) 全文を現代語に訳せ。

(3) 傍線aに記されている「高麗国」について、知るところを述べよ。

B 次の史料を読んで問いに答えよ。

(一) 常用漢字を用いて、全文を読み下せ。

(二) 全文を現代語に訳せ。

(三) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

式貞

太政官符

應給遣唐使寺兼國事力事

右檢案内。太政官去延曆廿一年六月廿七日下午。民部省符傳。太政官去寶龜七年九月十五日下午。同省符傳。使人兼國。爲優其身。宜給職田。以助家業。但事力徵功。於事不穩。身不直國。不可充行者。右大臣宣。件人等奉使絕域。遙涉滄波。推其嶮難。事須優賞。宜給事力。一同見任者。今被右大臣宣。傳。宜准延曆例給之。

承和元年八月廿日

問「二」(中世) 次のA・B二問に答えよ。

A (1) 読み下し文を記せ。

(2) 本史料の文書名を記した上で、当該文書の様式や機能について知るところを述べよ。

(3) 本史料全体の大意を記せ。適宜補足説明を加えて構わない。

可早任前薩摩守公業法師法名公蓮後判讓状令男公員領知出羽国秋田郡湯河沢内湊地頭職事、

右、如公蓮今年六月日讓公員状者、件所者、奥州合戦之時、依軍功、自故大将殿所給也、雖讓

給伊豆守妻公蓮一  
女薬上、不孝公蓮死去畢、彼女房子共非可知事、悔返之、立公員於嫡子、所讓給也、

被載式目畢、公蓮計定事、聊不可有相違云々以和字、  
略漢字、如頼定朝臣所進状者、公蓮元久元年九月廿

九日成給下文於亡妻藤原氏女、承元四年七月廿九日藤原氏讓女子薬上頼定妻  
助局、状者、公蓮所加判也、

就彼状、貞応元年十二月廿三日言上二位殿之間、不可相違之由、給御返事、寛喜三年四月所給

御下文也、爰助局去四月八日俄令他界畢、雖無讓置之状、三人子息見存也、尤可相伝之处、公

蓮忽讓他子之条、難治之愁也、二位殿御時被定置事、不可改之由、有御沙汰歟、何限此事、可

有相違哉云々者、如被定置状者、代々將軍・二位殿御成敗事、本領主与当給人事也、更非父与

女子之篇、凡处分男女子等事、可依後状之旨、具載同状畢、然且任被定置状、且任傍例、可任

公蓮後判讓状令公員領知湊地頭職之状、依仰下知如件、

延応元年十一月五日

前武蔵守平朝臣御判

修理権大夫平朝臣御判

B (1) 左の史料の読み下し文を記せ。

(2) 左の史料の傍線④について、この場合どのような意味か記せ。

(3) 左の史料の傍線⑤について、現代語訳を記せ。

(4) 室町期荘園制について、研究史をふまえて二〇〇字程度で解説せよ。

兩通昨十日申刻参着、再往再返披見、先以肝要至極候、信州作郡<sup>(長)</sup>之面々、弥忠信を存詰、重証人進候敷、依之真田江集候人衆も引散由專一候、子細者如何共候へ、是非之弓矢之際候間、未来之不及勘、速可取成所、千言万句ニ候、倉内表・岩ひつ表寄居之事、無余儀分別申候模様を者、始而承届候、是又何分ニ成共、以衆儀能々ニ糺明、当陣之吉事ニさへ成候者、抛未来之徳失、御取成專一候、尤如書面、譜代相伝之地ニ候共、当家滅亡ニ者、争可替候、塩味之前ニ候間、不及申立候者、真田模様、是又得心申候、右ニ如申、当陣之無異儀、専ニさへ成候者、未来之儀をハ不及勘候、

一、小幡判形調法、遂出仕、其上能御取成之由、令満足候、此度候間、何分ニも抛名利共ニ、為国家与無内外御走廻尤候、国家無相違候へハ、旁者其二随、何程成共名利可立事、勿論之事ニ候、如何ニ当意結構からせ候共、国滅亡候へハ、旁者其二不随而不叶候、不及申候、一、佐竹出張向館林動候、無衆ニ候、宇野・磯など、為懸飛脚以下之事者不及申、由良・長尾堅固之防戦候、可御心易候、一、礼物之儀ニ付而、始中終之書立、能々見届得心申候、我々者不是耳、兄弟之因与云、又為国与云、自余之者二者可替候、入耳儀をハ何ヶ度も可申候、又由断候へ者、下々之者、無届耳ニ候条申事候、始中終心得申候、肝要至極ニ候、恐々謹言、

十月十一日  
安房守殿

氏政(花押)

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。  
出典：北条氏政 天正10年10月12日の書状より複数の刊本に収録されている内容を出題者がそれぞれを突き合わせて校合の上複製

問「三」(近世) 次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は、結婚した女性の生き方について貝原益軒が述べたものである。  
これを読んで設問に答えよ。

人は万物の靈として、生れ出るとひとしく、天理を我心に備へて、  
つねをとる善性有もの也。あくまで喰ひ、暖着に著て、何のなす事も  
なく、いたづらに月日を送りて、おしへの道もしらざるは、鳥類畜  
るゐに異なる事なし。父母五りんの道をならひ得て、我に導かせ給ふ。  
父子相したしみ、君と臣と互ひに義あり。夫婦他人との差別して  
相みだれず、長幼みなく其席を守るべし。一つに徳のおしへ、智  
とは、我心に物の理をわくる事なり。仁とは、こゝろの徳にて、物を  
愛するにそなへたるとく也、孝とは、よく父母しうと姑につかゆる道  
なり。既に嫁して後は、舅姑に仕ること第一なれば、幼よりその道を  
能々みちびき習しむべし。さらでは夫の家の法正しく、老人の戒め嚴  
なれば、俄に身の持やうむづかしく成し様おぼへて、的面に逆ひ、腹  
立て、果々は夫にもあかれさられて、人に後指をさゝる。容こそ生つき  
たらめ、心はなか賢より賢にうつさざらん。道を守らざる女は、万  
ひがく敷、自讃譏他の心ふかく、ものねたみして、人の事を憚なく  
いひ散し、鎖細なる事に、物とがめ詞答など、すべてあしき事のみ  
多し。随分物に応じ、慈愛の心有て、起居も静に、夫婦兄弟にも、別  
ありといふ事を守るべし。一たび夫に連添の後は、則此所に終る身也と、  
初より合点して、よく舅姑に、こゝろを尽して仕ふべし。見限られざる、  
事は、其身は云に及ばず、親兄弟一類までの面よごし也。長て後は、  
二親に仕へ、嫁ては、人倫の始と云て、夫婦ありてより、親となり子と  
なり、又孫彦迄も続くなれば、実に大切の事にて、夫婦の間がらだにと、  
のへば、其外親類下々等に至迄も、おのづから安らかにて、家よくと、  
のふべし。

設問(1) 右の史料を現代語訳しなさい。

(2) 近世身分制社会における家制度と女性の地位について、考える  
ところを述べよ。

B 左の史料を読んで設問に答えよ。

守文章創魏徵房玄齡所論也、然其文能緯天武能緯地有武舞文無以懷遠有文無以禦亂、是又故人謂宣乎哉、故兵具外雖頭凶器形内神武不設德具天神十握劍漢三尺類皆以同是太平世者弓不用貫革矣、夫鉄炮之術用本起者往昔南蛮國宰相那敏王祖時於荒摩尼屋國獨兒女取柑子傍打羊飛柑突忽射盲羊眼蛮諸人驚有飛玉殺生理成寄慮工作、此兵器又起明朝夏、初養山有鬼号勝鬼失人命哉不知其數此持彼炮術知有妙近之退治於勝鬼云、日本者弘安年中大元國蒙古貢來九筋之時從異船放鉄炮火矢、筑紫軍卒數万人為是被燒殺損命之後、神風又破敵船蛮兵沈海底、故我國全然此兵器之用法倭人雖有伝流之願思不叶然也、初文龜元年永正七年從南蛮國相統渡是云、委不伝妙法故其用知者希也、于時天文八年八月二十五日南蛮國大船一艘漂着隅島種子嶋碇止西村小浦船中蛮賈有百余人出向浦人問何國、其言語不通其裝專濫々閉口、其中大明國儒者五峯便舩則從舩下告角此嶋主者相模次郎時行的孫号種子嶋兵部丞時堯其長男織部時正会五峯以杖書砂浪客何人五峯同以杖書答真砂、吾是大明國俗儒五峯云者也、南蛮國賈人來便舩來朝外舩客者蛮夷而不知於五論道、其牀近禽獸不能言說文字云、時正筆談終又云此湊海水浅非大船止所自是隔十三里有赤尾木湊彼急可漕入依告之、同二十七日大舩解纜入湊頃而時堯出会日向國以龍源寺僧呂忠首座与五峯令筆談此節蛮人長牟良叔舍所持手從三尺鉄炮発火如雷神鳴動為堅々舞不破石廠是如何問神器妙術不对時堯傾額慮我今学是為日本末世神器追好退倭可尽国主忠烈彼蛮長成引出物厚礼以懇望頻者感其重礼相伝、其教云今此鉄炮術法伝受有三方一云正心思無邪、二云直身正氣、三云眼睛眇々是也、凡兵法心々伝心者己心正治其氣心所目眇用一致、忽然発妙用寄術宜者、皆以自己以曲尺分寸尺天理可中眼開則見近眇見遠責、己琢磨功尽則鷓無不中伝秘術上者可譲於兵器進鉄炮二挺、時堯大悦是誠可為宝器矣、其年九月九日射初鷓鳥、其陪臣篠川小四郎時重尽朝練夕磨功百発百中、其後時堯大守嶋津修理大夫義久朝臣進之感心不斜尤綴巨雖為好軍兵具終可致天下太平之妙器也、足利義晴將軍天文八年極月二日被奉獻之、其後紀伊國根來寺杖坊云者渡種子嶋張良下邵信望猶依深之時堯伝之、又於此嶋鍛冶数人從近隣郡郷呼集令作之然云作鉄箱不叶処翌年再蛮船漂着舩中有鉄匠老人委教是世人唱云為我國太平八幡太神頼給靈驗歟云、嶋住人鍛冶金兵衛清定鍊磨作數十挺弘筑紫此時泉州堺居住橋屋又三郎学鉄工張鍊以令流布云、嶋住人鍛冶金兵衛清定鍊磨作數十挺弘筑紫此時泉州堺居住橋屋又三郎学鉄工張鍊以令流布其時相州山伏玉粒坊峯入歸路壹挺買取是為土産北条左京大夫氏康獻之、是則於小田原知鉄炮初也、于爰於江州知鉄炮根元者天文十三年辰二月足利將軍義晴公為詔意先年從南蛮國鉄炮隅州種子嶋來朝之後学之雖為張鍊未是些少而防大敵不足国中之鉄匠以廻文尋出之義張鍊可仕自家臣晴元依被仰渡晴元蒙命被尋之、其頃江州坂田郡國友村云所甚名譽之有鉄匠其名國友善兵衛藤九左衛門兵衛四郎助大夫其外鉄匠鍛鍊之者共義晴公詔意之趣晴元被仰渡奉承允我々鉄匠者乍申鉄炮之義未工作是仕争全張鍊与可仕者不奉存候得者併鉄工者家業候得者御本之鉄炮預申候ハ、鍛鍊可仕(中略)

(中略)

給銀此時之例也、日本大鉄炮於江州国友初而工作職也

系図畢

c 江州坂田郡国友御鉄炮代官

大嶋善兵衛

富永徳左衛門

中村兵四郎

脇坂助大夫

于時寛永十年酉三月日

(1) 傍線部 a 「南蛮」について、知るところを簡単に記せ。内容は、南蛮の話について、史的要素を踏まえて述べられている限りにおいて、右史料の文脈を顧慮する必要はない。

(2) 傍線部 b を現代日本語に訳しなさい。

(3) 右史料が、傍線部 c の地域で作成、伝存された経緯について、考えられるところを述べよ。作成年次および内容には、研究史上疑問が呈されているが、それらの点を顧慮する必要はない。

問題「四」(近・現代)

左のA・B二問に答えよ。

A 次の語句を用いて、日本の近現代における東京について、一二〇〇字程度で記しなさい。

※語句の配列は順不同である。答案中の指定語句には傍線をつけること。

復興局 星亨 煉瓦街 浅草公園

『最暗黒の東京』 世田谷 路面電車 革新都政

後藤新平 地下鉄 東京大空襲 新宿

奠都 市会 オリンピック 闇市

B 以下の史料は国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「憲政史編纂会収集文書」のうち、ある人物の日記写本から抜粋したものである。史料を読み、設問に答えよ。  
なお史料の文言は改変した箇所もある。

明治六年  
四月十九日 議長後藤象二郎、文部卿大木喬任、司法卿江藤新平、三名参議に任ず。  
五月十八日 井上馨の建言を写す。

明治八年  
五月一日 明六会へ往。a 加藤、b 西村、坂谷、箕作、福沢、津田仙、田村、九鬼と会す。西村  
自主自由の解といふ説を出す。

五月十二日 西村茂樹へ過ぐ。  
六月一日 行李着く。手紙金五円被贈。明六会社へ往く。西氏三保の続三篇、津田氏死刑論、  
西村氏政府人民と利害を分つ論演説あり。

七月一日 朝髪を缺む。午后より明六社会へ行、西村権利の解、西三宝説四編演説。

七月十六日 午后より明六社会へ行、西村転換説、坂谷□□説演述せり。

十月十四日 午后西村先生に過る。  
十一月一日 津田真道に過る不在、西周に過ぐる○午后明六社会へ往く、西村ソロール・ド・シャル  
著ゼネール・エジケーション講説、津田仙農学の一説演説。

十一月十三日 午后三時まで西村茂樹先生に過り大に質問す。

明治十一年  
九月十一日 八時より愛国社興立に付幸町三丁三番地長亭に会し、各県有志者の委員と相談せ  
んとす、杉田定一、竹内正志、栗原亮一輩、傍より激説暴論を発し、是が為一堂  
罵罵然として十二時に達し談未だ調はずして散す。然れども彼輩の如き猶ほ立志  
社を捨て別に愛国社を立てんと一人一個の者相談したり。

明治十三年  
三月十三日 愛国志林第一冊を出版す。

明治十四年  
八月四日 立志社に行く、憲法を議す。  
八月廿八日 大風雨。幽居。日本国憲法を草す。  
八月廿九日 大風雨。幽居。日本憲法を草す。

明治十五年  
一月十七日 高知裁判所より召喚状来る、曰く、酒税の軽減を目的にして諸願をなさんかため酒  
屋会議を開かんとしとして檄文を印刷配布したるにより尋問すべきことあるに付明日  
午前九時出頭すべし。  
四月廿八日 大坂警察本署へ出頭す、全国酒造家を招集することもならざるの令を受く。本署副  
長桜井警部其の達書を渡す。

明治二十二年  
二月十一日 紀元節。今日憲法発布、其他附属法皆発布さる。大赦令出づ、国事政治上に關す  
る諸犯罪人一斉に赦免せらる。午后新生楼にて憲法発布祝宴開筵、会する者大凡  
四百人。  
八月廿五日 全国有志連合大演説会を久松町千歳座に開く。聴客充滿、余謹んで日本国民に訴  
ふの論題を以て論ず。

八月廿六日 本日亦全日に同じく開会す。  
八月廿七日 本日又演舌会、予最後に短演説をなす。午后九時三十分閉会す。  
右三日間の大演説、實に大隈伯の条約改正案を攻撃するがため開きたる処にし

て、演舌者四十七名、内論題の認可にならざりし者十余名、認可を受けたるもの三十余名、孰れも右の目的を以て之を論じたり。聴衆は毎日大凡三千人、拍手喝采の声大山の崩る、が如くにてありき。

九月十一日 c 条約改正如何、印刷出来上る。  
九月十三日 条約改正如何、出版届及版權登録願を差出す。

明治二十三年  
十一月廿五日

帝国議会初めて召集せらる。衆議院議員衆議院(内幸町)に集会す。書記官長曾根荒助、仮に議長職を行ふ。議長候補者三名を選挙す。d 中島信行議長となり、津田真道、松田正久三氏当選す。副議長候補者三名を選挙す。津田真道、楠本正隆、松田正久当選す。

十二月六日  
十二月廿七日

g 予算委員会終結す。本日政府委員来り、予算委員会の調べの如くなれば政府委員は之を行はれ難きものを認むる旨を述べ、余其理由を質す。予算委員会の修正は政府提出案と甚だしく金額上に差あり、此の如くありては行政機関の運転をなし難し、故に然りとの旨を答ふ。

明治二十四年  
二月廿六日

帝国議会本日限りの処、九日間延期せらる。f 板垣伯立憲自由党を脱す。

三月三日

本日議会へ欠席。g 予算に関する特別委員の報告を賛成したる所以を明らかにするの書を作る。

三月四日  
三月七日

朝片岡健吉、林有造、西山志澄、山本幸彦、北川貞彦来る。  
帝国議会閉会。夜青木周蔵を問ふ、堀内節来る。

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。

出典：「植木枝盛日記」(国会図書館憲政資料室「憲政史編纂会収集文書」(筆写史料))

### 〔設問〕

(1) 明治六年の抜粹に記述されている事項について、その政治史的な意味を一〇〇字程度で記せ。

(2) 傍線 a の人物について、知るところを五〇程度で記せ。

(3) 傍線 b の人物について、知るところを五〇程度で記せ。

(4) 明治八年の抜粹内容から、この日記を記した人物の思想形成がどのようなかがえるか、一〇〇字程度で記せ。

(5) 明治十四年の抜粹内容に記されている、この人物が起草した「憲法」の内容について、知るところを五〇字程度で記せ。

(6) 傍線 c の書物について、八月の記述との関連から、どのような内容が記されていると推測されるか。五〇字程度で記せ。

(7) 傍線 d の人物の妻について、知るところを五〇字程度で記せ。

(8) 傍線 e、f、g などに記されている事実の政治史的な経緯について、知るところを一〇〇字程度で記せ。

(9) この史料の所蔵機関について、知るところを五〇字程度で記せ。



——「これより先の余白には絶対に記入しないこと」——

(裏へ続く)







